

診療放射線技師法施行規則及び診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案に関する御意見募集の結果について

令和5年6月5日
厚生労働省医政局医事課

標記について、令和5年4月10日から令和5年5月9日まで御意見を募集したところ、2件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を次のとおり御報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

No.	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>診療放射線技師学校養成所指定規則別表第一と、本省令案による改正後の規則第10条各号の順序が異なるが、それぞれどのような基準で整理されているのか。基準がないのであれば、統一すべきではないか。</p>	<p>「診療放射線技師国家試験出題基準改定検討会」での議論を踏まえた試験科目の統合等を勘案した上で整理しております。</p>
2	<p>・科目名称について 以下のように分かり易くすべきである。 第十条 試験の科目は、次のとおりとする。 一 基礎医学大要 二 理工学・放射線科学 イ 放射線生物学（放射線衛生学を含む） ロ 放射線物理学 ハ 医用工学 ニ 放射線計測学 三 診療エックス線撮影機器学 四 診療エックス線撮影技術学 五 診療画像検査学 六 画像工学 七 医療画像情報学 八 核医学診療技術学（放射化学を含む） 九 放射線治療技術学 十 放射線安全管理学 十一 医療安全管理学</p> <p>診療放射線技師法施行規則及び診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行規則の一部を改正であるから。診療エックス線撮影機</p>	<p>科目名称について、「診療放射線技師国家試験出題基準改定検討会報告書」において、「『放射線生物学』『放射線物理学』『医用工学』『放射線計測学』を統合して『理工学・放射線科学』とする」「『放射線化学』を『各医学診療技術学』に包含する」ことが明示されていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>また、「診療放射線技師国家試験出題基準改定検討会報告書」において、「エックス線撮影機器に関する内容は『エックス線撮影機器学』に・・・整理することが望ましい」とされていることを踏まえ、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>・その他の御意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

器学、診療エックス線撮影技術学とする。

・令和4年12月の報告書では、問題数は200問とあるが各科目の問題数を明示すべきである。

・現行の診療放射線技師国家試験合格基準では0点科目が1科目以下となっているが、今回の一部改正でも同様か、又は廃止かの基準を明示すべきである。

・現行の診療放射線技師国家試験の合格基準は絶対基準となっているが、今回の一部改正でも同様か、又は相対基準に変更するのかを明示すべきである。